

## 特別養護老人ホーム 吉祥苑 利用料金表

《介護保険給付対象》

(1 割負担の場合)

区分		自己負担額	
基本料	ユニット型介護福祉施設サービス費 (I) ユニット型個室	要介護 1	652 円
		要介護 2	720 円
		要介護 3	793 円
		要介護 4	862 円
		要介護 5	929 円
加算	日常生活継続支援加算 1 日につき	46 円	
	看護体制加算 (I) 1 日につき	4 円	
	看護体制加算 (II) 1 日につき	8 円	
	夜勤職員配置加算 (II) 1 日につき	18 円	
	栄養マネジメント強化加算 1 日につき	—	
	科学的介護推進体制加算 1 月につき	50 円	
	処遇改善加算 (I) 利用総単位数に対し	8.3%	
	特定処遇改善加算 (I) 利用総単位数に対し	2.7%	
	ベースアップ等支援加算 利用総単位数に対し	1.6%	
	初期加算 入居より 30 日以内 1 日につき	30 円	
	外泊時費用 月 6 日限度	246 円	

\*ご本人の所得・預貯金額等により 2 割負担、3 割負担となる場合もございます。

\*紙オムツ、紙パンツ等の費用は含まれます。

(令和 5 年 12 月 1 日現在)

《介護保険給付対象外》

認定区分により負担金が変わります。(市役所等にご確認下さい)

認定区分	対 象 者
第 1 段階	生活保護者等
	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得が 80 万円以下で、本人の貯金等の合計額が 650 万円 (配偶者がいる場合は、合計で 1,650 万円) 以下の者
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得が 80 万円超、120 万円以下で、本人の貯金等の合計額が 550 万円 (配偶者がいる場合は、合計で 1,550 万円) 以下の者
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得が 120 万円超で、本人の貯金等の合計額が 500 万円 (配偶者がいる場合は、合計で 1,500 万円) 以下の者
第 4 段階	市町村民税課税世帯

●居室使用料、食事代介護保険負担限度額認定証にて確認を行います

(日額)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食 材 費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円
居 住 費	820 円	820 円	1,310 円	1,310 円	2,050 円
自己負担金 (1 日)	1,120 円	1,210 円	1,960 円	2,670 円	3,495 円

## ●その他自己負担となるもの

(月額)

テレビ使用料		1,500 円
電気毛布使用料		1,500 円
預り金等出納依頼		500 円
預り金出納・保管依頼（通帳管理）		500 円
医療費	ご利用中医療機関を受診された場合	実費
理美容代金	ご利用中当苑の訪問理美容をご利用された場合	実費